

# 南丹市国民健康保険運営協議会

日 時 令和4年10月21日（金） 午後1時30分～2時40分

場 所 南丹市役所 3号庁舎第4会議室

出席者

- 被保険者代表 高屋委員、シャウベッカー委員、原田委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 高屋委員、竹中委員
- 公益代表 桂委員、榎原委員、谷口委員、北村委員
- 被用者保険等保険者代表 森山委員
- 事務局  
今西市民部長、市民課 森課長、山口課長補佐、高屋係長、渡邊主事  
関係課：保健医療課 上嶋主任

会議録

## 1. 開会

## 2. 挨拶

会長： 今日是非常に暖かい日ですけども、寒暖の差が非常に激しくなって喉を痛めている方が非常に多くなってきています。先日も就労者の協会けんぽの委員会の方に行っていましたら、やはり昨年度の医療費はコロナの影響とインフルエンザがあまり流行しなかったという事で医療費が大分抑えられていたというお話でしたが、最近のマスコミを見ているとどうも今年はコロナがちょっと復活し始めてきたという事と、インフルエンザが同時流行するのではないかというお話もありましたので、医療費の方が少し昨年ほどは抑えられないかもしれないという事もありまして、この国民健康保険はとても大事なところだと思えます。

皆さんもご存じのように日本が長寿社会になった一番の要因は国民皆保険という状況が非常に大事で、病気になっても適度な医療費で自分の健康を維持できるという社会制度はとても大事だと思えますので、こういうものをどうやって長く続けていけるのかという事と、あとは皆さんの負担を少なくしてどう続けるかという事が必要だと思えますので、この会議の必要性は非常に重要と思えますので是非皆様方のご意見を忌憚なく伝えて頂けたらと思えます。

事務局： 規則第7条第1項の規定により、会議の議長は会長が行うこととなっております。

<出席状況の報告>

事務局： 本日の欠席通告委員は、辰巳委員、鈴木委員の2名となっております。

お見えになっていない方が1名ですが、出席委員は「被保険者代表」「保険医又は保険薬剤師代表」「公益を代表する委員」より各1名以上であり、また出席者の合計は10名で過半数に達しておりますので、規則第7条第2項の規定により本協議会が成立していることをご報告いたします。

<会議録署名人の氏名>

議長： 規則第9条第2項によりまして、高屋委員と北村委員を指名させていただきます。

## 3. 議事

(1) 「令和4年度南丹市国民健康保険事業の報告について」

事務局：

令和3年度南丹市国民健康保険事業の報告についてご説明させていただきます。こちらは加入者の状況ですが、平成29年度から令和3年度の年度末における被保険者数を示しています。被保険者数は年々減少傾向にあり、令和3年度の内訳としましては65歳から74歳までの方が49.7%とほぼ半数を占めており、40歳から64歳までの方が29.5%、0歳から39歳までの方が20.8%となっております。

年齢別の加入者の状況を示しております。赤い棒グラフが南丹市の人口、青い棒グラフが国民健康保険被保険者となっております。南丹市の人口と被保険者数は一定比例しておりますが、65歳以上の被保険者数の比率が急に高くなることが見て頂けると思います。

こちらは医療費費用額、保険対象の医療を受けられた時の医療費の推移、医療にどれだけの費用が支払われたかという推移になります。平成29年度から5年分になります。

お1人あたりの医療費は医療の高度化や被保険者の高齢化、生活習慣病の増加などの要因によってコロナ禍で医療控えのあった令和2年度を除いて増加しております。ここで令和2年度と令和3年度の医療費の差額は1億6,829万円となり、5.5%の増加となります。

続いて保健事業の状況について、6ページに移ります。

①としまして特定健診及び特定保健指導です。平成20年4月から生活習慣病予防のために特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられました。対象者は40歳から74歳の方となっております、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて報告を行っている数値を使用しております。法定の報告としてこちらが最新のものになります。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため集団検診を中止したために受診者が大幅に減少いたしました。

続きまして、②人間ドック利用助成です。平成29年度から5年分を掲載しております。

こちらは日帰りの短期人間ドックにつきまして費用の7割相当額を補助するものになります。令和3年度は新型コロナウイルス感染の拡大のために受診控えが見られた令和2年度より増加しておりますが、コロナ禍以前の数字までには戻っていないことが確認できます。この特定健診と人間ドックの結果を受けて引き続き積極的な啓発が必要であると考えます。

③糖尿病重症化予防の取組みです。人工透析への移行を防止して健康増進と生活の質の向上、健康寿命の延伸を図るために糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者や受診を中断された方を医療に結びつける取組みです。またハイリスクな方に対して医療機関と南丹市が連携して保健指導を行ったものを示しております。未受診者への受診勧奨を実施した人数は24人、うち受診に繋がった方が8人です。治療中断者受診勧奨の対象者は3人、その内受診された方が1人です。ハイリスク者対策の対象者が9人、その内保健指導を実施できたのが1人となっております。

④スマホDEドックの取組みになります。こちらは、満27歳から49歳になる方で年齢が奇数の方を抽出し、健診を受診していない方を対象として実施しました。簡易血液検査を用いて特定健診およびメタボ予防健診の動機付けとなるように取組みを行ったものです。対象者は469人でしたが申込者は39人で申し込み率としては8.3%となりました。昨年度は満35歳から45歳で年齢の奇数・偶数は関係なく対象として抽出して461人の対象に対して申込者は38人でした。また令和3年度は申し込みをされた方の内、保健医療課が通知を送って申し込みされた方、既に申し込んでいた方、資格喪失者の方を除いた方に対して市民検診受診の再勧奨を行いました。こちらは28人中8人の申し込みがありました。

医療費適正化についてです。医療費通知、重複服薬通知、後発医薬品差額通知、第三者行為求償、資格喪失後受診の医療費返還通知について実施しております。

医療費の適正化に向けて上段3つの通知を送付したことによって被保険者が自分自身の健康や医療費について考えるきっかけを作ることが出来ました。特に重複服薬通知については被保険者およびその主治医と連携をとる事ができ、医療費の適正化に繋がったと考えております。また第三者行為求償では交通事故等により負傷された方から申出があったものについて国保連合会を通じて相手方に請求を行っているという事になります。一番最後の資格喪失後受診の医療費返還通知については1月ごとのレセプト点検で資格過誤で抽出したものを点検し、資格喪失後の受診分医療費を保険者間での調整や本人への直接請求を行い医療費の適正化に務めました。

保険税の状況についてご説明いたします。こちらは本算定時点、いわゆる前年中の所得

金額をもとに当該年度の国民健康保険税の年税額を確定させた時点における保険税の状況です。平成29年度から令和3年度までを掲載しており、令和3年度において総保険税額及び1人あたりの保険税額は令和2年度と比べて減少しました。

国民健康保険税の収納率の状況です。平成29年度から令和3年度までを掲載しております。令和3年度につきましては現年分およそ95%の収納率を維持しております。滞納繰り越し分につきましては24.94%となっております。

収納率向上のための取組みとして掲載しております。令和2年1月から原則化していません普通徴収における口座振替について、令和3年度は55.70%と増加しております。

国民健康保険事業特別会計の収支状況についてです。令和3年度歳入につきましては単年度収入が35億7,988万321円となっております。こちらは保険税額が約6億円、交付金が府支出金として約26億円が含まれております。基金は繰り入れることはありませんでした。繰越金としましては、前年度の繰越金になりますが、約2,457万円が前年度繰越金となっております。歳入合計は36億445万7,825円となりました。

歳出は単年度支出が34億8,014万6,622円です。主なものとしましては保険給付費が約26億円、京都府に納めます納付金としまして約7億8,000万円です。基金の積立金が約9,332万円です。

歳出合計としましては35億7,347万5,622円で、歳入歳出の差引額は3,098万2,203円となりまして、この額を令和4年度に繰り越させて頂きました。

令和3年度の報告については以上になります。

議長： 令和3年度事業の報告についてご質問やご意見はありますか。

委員： 糖尿病重症化予防の取組みの中で、ハイリスク者の対策対象者の9名のうち保健指導実施者が1名という事は、残りの8名は実施されていないという事ですか。

事務局： ハイリスク者の受診勧奨ですが、市民健診の要精検者の未受診者から抽出させて頂きまして対象を絞っております。実際に書面であったり電話で働きかけをしているんですが、実績として報告をさせて頂いているのが1名となっております。

委員： 指導の連絡はしているという事ですか。

事務局： 連絡はさせてもらっているんですが、行動変容に結びついた方が1名という事になっております。

議長： 市の保健師さんや栄養士さんがしているのか外部委託されているのかどちらですか。

事務局： 市の保健師であったり栄養士の方がアプローチしております。

議長： 連絡は取れるけども保健指導をして行動変容までに至らなかった方が多かったという事ですかね。

事務局： そうです。時期を変えてアプローチはさせて頂いているんですが、あまり本人に何度もアプローチをすると嫌がられたり、訪問拒否をされる方もいらっしゃるんで、ご家族さんに受診状況を伺ったりとか、家族さんの協力も含めながらフォローさせて頂いています。

議長： 大体こういった方は毎年引き続き対象になっているかと思えますけども、その辺りで配慮されている事はあるんでしょうか。

事務局： おっしゃる通り、同じ方が名簿の方に上がってくるんですけども、単年度で行動変容に繋げていくという事を目標にしている訳ではなくて、まず1年目は信頼関係を築きながら2年目は手法を変えて踏み込んだ指導をしつつ、難しいようであればスタッフを変更したりとアプローチを続けています。

議長： なかなか難しい対象で色々工夫されているんだろうと思います。他にご質問等ありますか。

委員： 保険の加入に関連してお尋ねしたいんですが、分かれば結構なんですがマイナンバーカードが保険証とセットになるという事でこれがどうやら義務化の方向で動いているという話があるんですが、今南丹市でマイナンバーカードの交付率がどうなっているのかという事と、その中で保険証とセットにされている方はどれくらいいるんでしょうか。

事務局： 南丹市のマイナンバーカードの交付率は直近で38.8%となっております。京都府下で見ましても南丹市は交付率が低いという事で10月の末から交付促進事業の準備をしている所です。内容としては今後出張申請であるとか、今現在は本庁の窓口で第2・第4水曜日は延長窓口を設けているんですが、支所でも同様に延長窓口を設け、第2・第4日曜日は休日交付を実施しております。

その次に出ました保険証等とマイナンバーカードの紐づけですが、現在こちらが持っている情報としては国保は1,075人の方が健康保険証の登録をいただいています。

委員： 国民保険事業別特別会計の収支状況の中で支出の給付関係が26億と言われましたが、その中で特徴的な事があれば教えて頂きたいのと、私たちは国民健康保険のおかげで安心して医療に掛かっていますけども、市民側が何か心得ていけば良い事が給付の状況の中であれば教えて頂けたらと思います。

金額というよりは、26億の中で病気の傾向であるとか、日常的な高齢化にかかる部分での支出が多くなったりとか、そういう傾向が分かるのであれば、医療機関にお世話になっている側としては少しでも負担を軽減したいという思いがあります。この厳しい時代で自分たちで出来る範囲であれば医療費を軽減してそれに係る税も軽減できればと。結構税金も高いので。

例えば高齢化によって整形外科の方に多くかかっているとか、ガンなどの治療が多かったりとか分かるようであれば良いんですが。

事務局： 医療費に関しまして令和3年度でどういったものが疾病状況として多かったのか説明させていただきます。

まず外来で申し上げますと1番多かった疾病は糖尿病になります。続いて肺ガン、高血圧症、慢性腎臓病の透析のある方、関節疾患と続いています。

入院になりますが、入院で1番多かったのは統合失調症でした。続いて関節疾患、慢性腎臓病の透析ありの方、骨折、不整脈と続きます。

これらより生活習慣病には気を付けて頂きたいと思っております。保健事業には保健医療課の方で力を入れて頂いています。また、広報の方もそういった事で注力する必要がありますと思っております。広報なんたんの方でも近々疾病状況をお伝えしたいと思っております。

議長： 今の話でいくと糖尿病の重症化予防の取組みが非常に重要だという事がよく分かりますね。

私の方からももう1つ教えて頂きたいんですが、スマホ de ドックという取組みをされているという事で若年層に対して意識を出来るだけ高めていくというお話でしたが、利用者の数が10%未満という事で必ずしも高くない状況ですが、これを利用される方はこの目的が受診勧奨にあると思いますが、それに繋がっているんでしょうか。

事務局： スマホ de ドックですが、100人を定員として設定した事業ではあります。申し上げた通り申し込みは39名でした。その方々に対して受診勧奨を続けて次の年度に特定検診やメタボ予防健診につながるようにさせて頂いています。

8人の方に繋がって20%には満たない状況ではありましたが、スマホ de ドックを利用した段階でアンケートを取るんですが、その段階では健診の重要性について意識が繋がったと感じております。健診の率には今一つではありますが、事業としては一定の成果は出たものと考えています。

議長： その対象の年齢層は27~45歳と幅広いんですけども、より若い世代の方がこれを利用されているという事でしょうか。

事務局： 20歳代の方もおられましたし、40歳代の方もおられましたので年齢の偏りは見られませんでした。

委員： マイナンバーカードの質問になるんですけど、私自身紐づけしていませんし、今もまだ紐づけしようとは考えていないんですが、その1つの原因として使える病院が何件くらいあるのかなど。それが一番のネックになっているんです。今後、国の政策としてマイナンバーカードの取扱いに対して何か補助金が出るとかそういったことはあるんでしょうか。

事務局： 現在医療機関に対してはオンライン資格のシステムが導入されるように国の補助金があるという事はお聞きしています。市町村に関しましてはマイナンバーカードの紐づけの支援をしていく、例えばマイナンバーカードの申請をされて市町村窓口を受取に来られた際に保険証に紐づけをするご案内や操作について補助金を頂いています。

マイナンバーカードを保険証として受診できる機関につきましては、まだ皆さん実施準備をされている所だと思いますが、総合病院であれば中部医療センターでは利用できるようになっています。個人医院や薬局でも設備を整えていると厚労省HPでも掲載されています。

今は国の方で医療機関を出されているとしましたけど、おっしゃっていただいたように紐づけする事によって利用できる機関がハッキリ分かっていないというのが一番大きなネックになっていると思います。その辺りは府や市長会を通して国の方に積極的にマイナンバーの普及を図るのであればそういった情報を出していかないと普及しないと思っていますので、常に事あるごとにお願いをしています。

市町村としてはマイナンバーカードを普及させていくという事をまずしないとなりません。先ほど申し上げたように今年度は普及に向けて施策を講じています。

委員： マイナンバーカードについて質問したいんですけども、マイナンバーカードは任意で取得する事になっていて、保険証は事実上義務化になるという話になっています。マイナンバーカードを作らないという人に対して保険証をどう扱うとかその辺りはどう考えておられますか。

事務局： 私どもも存じている内容が現在報道での内容のみでして、急激にマイナンバーカードの保険証を義務化するという事が決まったという認識でいます。一応マイナンバーカード保険証の方に移行していくという話は以前からありましたが、詳細は不確かな状態です。

河野大臣はマイナンバーカードの保険証について発言していましたが、厚労省の方では今までの保険証を全部廃止して医療が受けられないような状態にはしないというコメントも出されています。今後国の方でどうしていくのか検討していくという事を厚労省は言っていますので、その事も踏まえて対応せざるを得ない状態です。

廃止するという事ばかりが出されているので、こちらとしても困っている状態です。マイナンバーカードを持っていないと医療機関にかかれんじやないかという不安が出ているというのは懸念されるべき事態ですけども、厚労省がそうではないというコメントも出しています。

委員様からありましたように市民さんからの問い合わせの電話が多くあります。今報道では2年後の2024年と言われていますけども、それまでには今頂いたような意見で現在マイナンバーカードの受け取りにつきましては、かなり制限されていますのでその辺りを緩和する必要があると思いますし、今の時点では厚労省の言葉もあって医療が受けられないという事は無いと思いますし、国の動向も変わってくるかと思っておりますのでご承知おきいただきたいと思っております。

## (2) 「令和4年度南丹市国民健康保険事業の概要について」

事務局： 令和4年度事業の概況について説明をさせていただきます。

令和3年度と令和4年度のそれぞれ4月から9月までの各月の世帯数と被保険者数を記載させていただいており、被保険者数は毎月減少傾向にあり、特に令和3年度の70歳

以上の高齢者が 28.7%に対して令和 4 年度においては 29.4%と高齢者については増加傾向にあります。

医療費の給付状況です。一般被保険者の分になっており令和 3 年度、令和 4 年度も退職の資格を持っている方はおられず一般のみとなります。令和 3 年度と令和 4 年度の 4 月から 9 月までの支払い分・被保険者への給付状況を比較しております。令和 3 年度を見て頂くと 1 人当たり月平均 3 万 797 円を南丹市が給付という形でお支払いしています。令和 4 年度は 3 万 1,620 円となっております。

令和 4 年度の重点的な取組みについてご説明いたします。

居所不明被保険者に係る資格喪失確認、年金被保険者情報を活用した対応、第三者行為求償、資格喪失後受診の医療費返還、重複服薬通知等の通知です。

宛所が不明で当市からの通知が届かない方へ資格喪失の手続きをさせて頂くことや、日本年金機構から国民年金資格喪失情報を貰うんですがそれを基に国民健康保険の資格喪失の所定の手続きを行う事になります。

続いて保険税に関する説明をさせていただきます。

令和 4 年度につきましては令和 3 年度と同率の税率で据え置きしておりますが、地方税法等の改正により賦課限度額が引き上げられております。課税総額としては令和 3 年度から減少しまして約 6 億 1,993 万円となりました。また 1 人あたりの保険税は令和 3 年度から増加しまして 8 万 8,310 円となりました。

続いて、財政調整基金の状況についてお伝えします。合併した平成 18 年度の期末の残高を示させていただいて、平成 30 年度から令和 3 年度までの基金の残高を示しております。合併した平成 18 年度には約 6 億 2,000 万円の基金がありましたが、その後取り崩しなどを行っている年度もありました。令和 3 年度は取り崩しをすることなく約 9,332 万円を積み立て、基金残高は約 3 億 6,099 万円となっております。

なお令和 4 年度は京都府に納める納付金が増加しましたが税率を据え置きまして、不足分を基金で補うこととしております。令和 4 年 9 月補正予算時点で約 1,551 万円を積み立てて約 3,189 万円を取り崩す予算となっており、差引で約 1,638 万円の基金減額になると見込んでおります。基金については以上です。

新型コロナウイルス感染症に対応した国民健康保険における施策については、一部国の基準から拡充している内容もありますが、昨年度から制度内容などに変更は無く、保険税の減免・傷病手当も実施しております。

令和 5 年度の国民健康保険税の税率を決めるまでの流れですが、南丹市が京都府に納める納付金は例年 11 月下旬に仮算定結果が通知されます。よって、京都府に納める納付金の仮算定結果後の 12 月中旬に市長の諮問による第 2 回協議会を開催させていただきます。京都府から納付金額の決定額と標準保険税率が提示された後の 2 月上旬までに協議会を開催させていただきます。南丹市の保険税率を協議会で協議いただきまして答申して参ります。委員の皆様にはお忙しい中、貴重なお時間を頂く事になりますがご協力頂きますようお願い申し上げます。

令和 4 年度南丹市国民健康保険事業の概況は以上となります。

議長： 令和 4 年度事業の概況につきましてご意見やご質問はありますか。

委員： 新型コロナウイルス感染関連の支援事業の傷病手当ですが、これはいつまで実施されるんですか。

事務局： 現状では今年の 12 月までに罹患されて療養された期間についての傷病手当金として国から通知されております。

委員： 対象期間は休業された当日からになりますか。控除期間はあるんでしょうか。

事務局： 罹患されたと証明された年月日を 1 日目として連続して休まれた最初の 3 日間を待期間として、4 日目以降を傷病手当金の対象期間として支給される事になります。

委員： 令和 3 年度の説明をして頂いた時にも感じていたんですが、被保険者数の状況が毎月減少しているのはどういう事が理由として分析されておられますか。

事務局： 去年あたりからこの5年間で団塊世代の方が後期高齢者医療に移行されるという事もありまして、毎月大体40人から50人くらいの方に新しい後期高齢者医療の被保険者証を発送している状況ですので、大まかにですがこの減少している人数と後期高齢者医療に移行された人数が合致していると分析しています。

4月については社会保険などに加入されたりもありますので、その辺りは極端に人数変動が出てくるのはありますが、月々については75歳以上の方が後期高齢者医療に移行されるからと捉えております。

南丹市の人口構成から70～75歳の割合が突出して多いです。かなり高齢者が多いという事で毎年75歳以上になられる方が後期高齢者医療に移行されています。第2次ベビーブームにあたる帯域の人も多いです。ただそこから若い世代が少ないという構造になっていますので、どうしてもこの人口構成からすると今後もしばらくは減少傾向が続くと思っております。

委員： 医療給付の状況ですけど、令和3年度から令和4年度にかけて療養給付費自体は減っていて高額療養費は増えているんですが、これは何か原因があったんでしょうか。

事務局： 前年度と今年度の同時期2か月分をそれぞれ抽出しました。そうしますと昨年度と比較して今年度については、がん治療をされている内容が突出して見られました。

議長： 他にご質問はありますか。  
それではこれで審議する内容は終わりましたので、その他に移りたいと思います。  
この機会ですので委員の皆様から何かご意見等がありましたらお願いいたします。

(無し)

議事を終了します。

#### 4 その他

##### (1) 「南丹の健幸ポイント2022年」について

事務局： この事業は南丹市が健康都市を目指して市民の主体的な健康づくりを支援しているのですが、その取組みの一環として令和3年度から企業のタニタさんと提携しながら活動量計を身に付けていただいてポイントを貯めて南丹市の商品券と交換させていただくという事業になります。

この事業の短期目標としましては、活動量計は歩数・体組成・消費カロリーが確認できますので、活動量計を身に付けて頂くことで意識して頂いて自身の健康づくりに役立てていただくこととしております。長期目標としましては先ほども資料でご説明させていただいたように生活習慣病などの疾病予防と医療費の削減を目指すものとなっております。今年度の事業につきましては第2期の説明会が終了しております、約650名の方に参加いただいております。南丹市としましては参加者トータル1,000人を今年度の目標としておりますので、現在第3期の参加者を募集しております。

次にお手元にあるグラフの書いてある資料をご覧いただきたいのですが、こちらは同じように活動量計を用いた事業をしている4市町の平均歩数を示したのになります。南丹市の健幸ポイント事業に参加されている方の平均歩数としましては6,000歩前後となっております、他の市町と比べて差があります。生活習慣病予防に効果的なのは7,000歩以上とされている事も踏まえまして、市民の皆様にはまず日常生活でプラス10分であったりプラス1,000歩を目標にして頂いて運動習慣を身に付けて欲しいと呼びかけております。歩くことはどの年代でも出来る運動で、1日1,500歩多く歩くことで医療費自体が年間35,000円減少すると言われております。少しでも多くの方に健康になっていただくために、もし皆様の周りでまだ健幸ポイント事業に参加されていない方がおられましたら是非お声掛け頂けたらと思います。

この事業はかなり沢山の方にご参加いただいているので、今日来て下さっている方で既に参加して下さっている方もいるんですが、また呼びかけて頂けたらありがたいと思います。

(2) 「健康生きがい講座」の開催について

事務局： 南丹市と京丹波町が共同して運営しています南丹市京丹波町国保研究協議会において、令和4年11月19日土曜日に健康・生きがい講座を開催します。  
これは令和2年度・令和3年度はコロナの影響で開催できていませんでしたが例年開催している講座でして、今年度は京丹波町を会場として開催されます。参加対象者は京都府内在住の方で先着100名、令和4年11月10日木曜日までの予約制となっております。  
健康増進の取組みの1つとしてご紹介させて頂きました。興味がありましたら是非ご予約の上ご参加ください。よろしく申し上げます。

司会： 只今2点の事業につきましてご紹介させて頂きましたが、委員の皆様から何かございますでしょうか。  
それでは事務局から次回の運営協議会の日程につきまして連絡をさせて頂きたいと思っております。次回の第2回の運営協議会は12月23日金曜日に開催させて頂きたいと考えております。内容としては次年度の保険税率、只今保険税の改訂を考えておりますけどもそれらにつきましてご検討頂きたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。  
全体を通しまして皆様から何かございますでしょうか。  
無いようですので閉会の挨拶を谷口副会長様からお願いしたいと思います。

5. 閉会  
挨拶

副会長： 本日お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。  
事務局の説明を聞いておまして、なかなかその説明に付いていくのがやっとなど。理解する所までいかないというのがド素人の実情でございまして、もうちょっとゆっくり丁寧に説明頂けたらと思う部分が何か所かございました。事務を担当されている方が当たり前の事としてなされる事が、市民の立場からはなかなか付いていくのが大変だという所もあろうかと思っております。その辺りもちょっと心配りを頂まして、今後の協議に準備頂けたらと思っております。